

平成 20 年度違法伐採総合対策推進事業の進め方について（案）

第 5 回違法伐採総合対策推進協議会

平成 20 年 6 月 11 日

1 基本的な考え方

第 1 年度は、業界内部へのガイドラインの普及と業界団体認定による合法木材製品供給体制の立ち上げ、2 年目となる平成 19 年度は、「業界団体認定による供給システムの器作りが一定程度進んだことから、需要側に対する普及啓発を行い合法木材製品の調達を促すとともに、供給側に対しては合法木材製品の信頼性が確保されるよう体制の更なる整備を図ること」として取り組み、130 団体を超える認定団体が 7 千社近い合法木材供給事業体を認定し、全国に合法木材供給のネットワークが形成されている。

事業第三年目の最終年となる平成 20 年度は、さらに、

- ①需要者に対する PR を展開し合法木材を実需に結びつけると共に、
- ②それに応え、信頼性のある合法木材製品の安定的供給体制づくりをし、これらをあわせて、自立的な合法木材ビジネスの展望を明らかにする年である。また、G8 北海道洞爺湖サミットで違法伐採問題がとりあげられる予定であることから、
- ③日本の取組を海外に普及し海外の違法伐採問題の取組を支援することとする。

2 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査

（1）事業の目的

我が国の合法木材の需要拡大・定着、供給体制整備に資するため、需要側と供給側の連携等に基づく先進的な取組事例、主要木材輸出国の森林伐採に係る法規制等について調査を行うこととする。

（2）事業の実施方向

国内事例調査として、合法性等が証明された木材を調達方針に掲げる企業や業界団体等の先進事例および地方自治体の調達事例について、需要の拡大と定着という観点で調査を行う。その際、その結果は先進事例調査結果としてとりまとめるとともに、調査結果についても報告会を行うなど、普及事業と連携を取りながら実施する。

海外事例調査の一環として、過去二回にわたる国際セミナーの蓄積を踏まえ、広く海外の企業による合法木材の供給事例を収集する。

海外事例現地調査として、海外企業による先進的な取組事例や貿易相手国における証明制度（検討中も含む）について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行う。上記の結果を、過去の調査結果も含めて解析、編集を行い、結果の普及に寄与することとし、様々な形でセミナーを行うなど、普及事業との連携をはかる。

3 システム検証事業計画

(1) 事業の目的

合法木材供給事業者の認定に関する業界団体の自主的取組みについて消費者の信頼性を確保し、政府等の木材・木製品の調達担当者の理解を促進するため、制度運営について調査検証を行い、その実効性や問題点を明らかにする。

(2) 事業の実施方向

業界団体の合法供給体制が整備され、合法木材の需要拡大・定着が期待されており、他方で、今後の証明方法の検討が本格的に開始される中で、地方自治体を中心に合法木材の調達実態についての調査を行うと共に、認定団体・認定事業体業務の実態とシステムについての網羅的な調査を行い、また、過去の調査結果に基づき供給体制整備を推進するに当たっての課題となるべき点の調査を実施する。

4 合法性・持続可能性証明システム普及事業

(1) 事業の目的

合法木材の調達（利用）及び供給の促進を図るため主要国サミットでの違法伐採の取組などを踏まえ、地方公共団体、森林所有者、木材関連業界、消費者団体、一般消費者及び諸外国等に対する普及・啓発活動を実施する。

(2) 事業の実施方向

需要・調達側に対しては、国、地方自治体、企業、業界団体、建築関係者、一般消費者などを対象とした合法木材PRパンフレットを作成・配布するほか、新聞・雑誌等への広告、エコプロダクツ展などへの出展、各種セミナーの開催、合法木材製品の紹介用ホームページを作成、合法木材マークの検討などを通じて、持続可能な森林管理の重要性と違法伐採問題への取組の認識を広め、合法木材等が証明された木材・木材製品の普及を図る。また、地方の認定団体と連携して建築関係者向けセミナー、自治体調達窓口担当者向け説明会など需要を喚起するきめ細かな活動を展開する。

国内の供給側に対しては、業界認定システムなどにより供給される合法木材製品を拡大し、信頼性を確保するため、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施するとともに、優良な取組を発掘し顕彰する。

産地国の供給サイドに対しては、G8北海道洞爺湖サミットで違法伐採問題がとりあげられる予定であることから、関連したイベントを開催するなど、日本の取組を海外に普及し海外の違法伐採問題の取組を支援する。

また、事業を総括するイベントを計画する。